

70～74歳のみなさまへ 医療費の自己負担割合について

70歳の誕生日を迎える方は、誕生月の翌月（各月の1日生まれの方はその月）から医療費の自己負担額が2割になります。

ただし、現役並み所得者の自己負担割合は3割となります。

なお、一定の障害により後期高齢者医療制度の対象となる人は除きます。

一 般	
低 所 得 者 I	2割
低 所 得 者 II	
現 役 並 み 所 得 者	3割



（資格確認書および資格情報のお知らせの有効期間は、毎年8月から翌年7月までです。）

◇減額認定証・限度額適用認定証 を提示して受診した場合◇

入院及び外来の窓口での自己負担額が次のように減額されます。

入院したときは、医療費自己負担額のほかに、食事代などの一部が減額されます。

●「現役並みⅢ」・「一般」の方には認定証は交付されませんが、資格確認書のみで次表のとおりとなります。

マイナ保険証の利用登録をされている方は、減額認定証・限度額適用認定証がなくても以下の自己負担額が適用されます。

所得区分		外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）	食事療養 標準負担額
現役並み所得者	現役並みⅢ 課税所得690万円以上	252,600円＋（総医療費－842,000円）×1％ 《140,100円※1》		1食 490円 ※3
	現役並みⅡ 課税所得380万円以上	167,400円＋（総医療費－558,000円）×1％ 《93,000円※1》		
	現役並みⅠ 課税所得145万円以上	80,100円＋（総医療費－267,000円）×1％ 《44,400円※1》		
一般 課税所得145万円未満等		18,000円 （年間上限額144,000円）※2	57,600円 《44,400円※1》	
低所得者Ⅱ 住民税非課税であり、 低所得者Ⅰに該当しない方		8,000円	24,600円	90日までの入院 1食 230円
				90日を超える入院 1食 180円 ※4
低所得者Ⅰ 住民税非課税であり、世帯の所得が 必要経費・控除（年金所得は控除額 を80万円と計算）を差し引いたと き0円の方		8,000円	15,000円	1食 110円

※1：過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり上限額が下がります。

※2：年間上限額は、8月～翌年7月までの累計額に対して適用されます。

※3：指定難病の医療受給者証をお持ちの方は、1食280円です。

※4：過去12か月で低所得者Ⅱの減額証の交付を受けている期間のうち、入院日数が90日を超えている場合には、申請をして認定を受けると該当になります。この場合、マイナ保険証の利用登録をされている方も申請が必要です。

ご不明な点等ございましたら、倶知安町役場国保医療係（0136-56-8006）までお問い合わせください。